

狩 猟 鳥 獣 に つ い て

1. 法令における定義

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

○ 第二条 (定義)

- 2 この法律において「法定猟法」とは、銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、網又はわなであって環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。
- 3 この法律において「狩猟鳥獣」とは、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「狩猟」とは、法定猟具により、狩猟鳥獣の捕獲をすることをいう。
- 5 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあっては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。
- 6 環境大臣は、第三項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（環境省令）

○ 第三条 (狩猟鳥獣)

法第二条第三項の環境省令で定める狩猟鳥獣は、別表第一に掲げる鳥獣とする。

〔狩猟鳥獣一覧〕

| 鳥類 (29種) | 獣類 (20種) |
|---|--|
| カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス | タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、チョウセンイタチ（オスに限る）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギス |

2. 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(基本指針)の抜粋
基本指針は、環境大臣が法律第3条に基づく鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めたものである。

現行の基本指針は平成19年1月24日に告示された。

○ 基本指針における狩猟鳥獣の取扱いについての方針

(1) 対象種の考え方

以下の①及び②に該当する鳥獣として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項に基づき定めるものとする。

また、国は、鳥獣保護事業に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の①及び②の選定の考え方に基づき、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、捕獲難易度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

① 次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。

ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。

イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。

② 狩猟鳥獣とした場合に、該当鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

鳥獣の捕獲等に係る許可制度の概要について

1. 概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律では、野生鳥獣又は鳥類の卵については、狩猟により捕獲する場合を除き、原則としてその捕獲、殺傷又は採取（以下、「捕獲等」と称する。）が禁止されている。しかし、農林水産業被害等が生じている場合や学術研究上の必要性が認められる場合などには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて、野生鳥獣又は鳥類の卵を捕獲等することが認められている。

2. 許可主体

環境大臣（国指定鳥獣保護区内及び希少鳥獣の捕獲等の場合）又は都道府県知事（大臣許可の対象となるもの以外の鳥獣の捕獲等の場合）である。

なお、大多数の都道府県では、地方自治法第153条の規定に基づき、その捕獲許可権限の全部又は一部を市町村長に委任している。

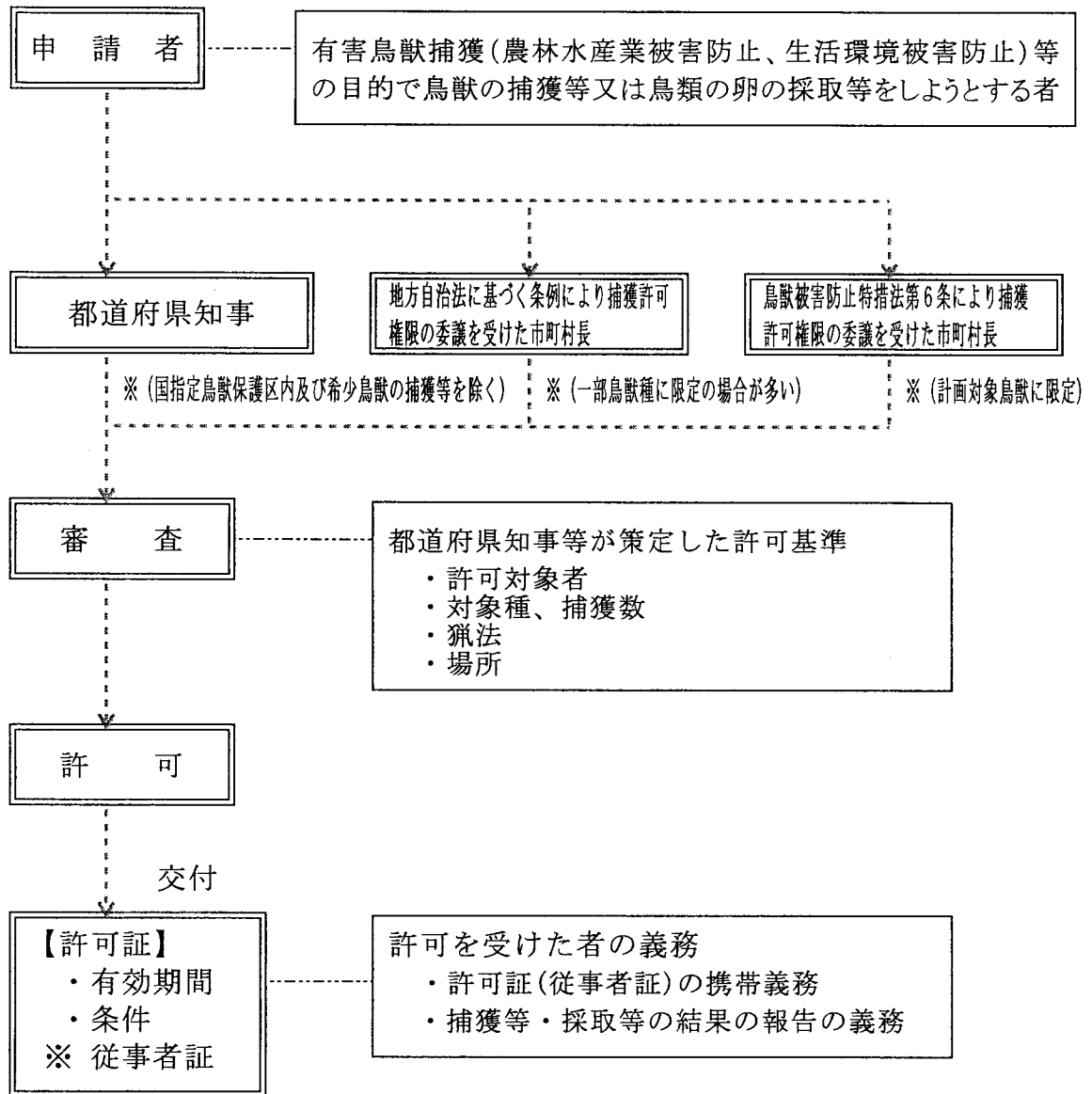
さらに、平成19年12月21日に公布された鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条の規定により、法第4条に基づき被害防止計画を作成した市町村長についても、鳥獣の捕獲等の許可権限の委譲を受けることが可能となっていることである。

3. 許可基準

捕獲許可の基準は、都道府県知事が鳥獣保護事業計画において捕獲の目的別に、鳥獣の種類・員数、期間、区域及び方法に関する要件が定められている。

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可手続の概要

《許可手続のフロー図》



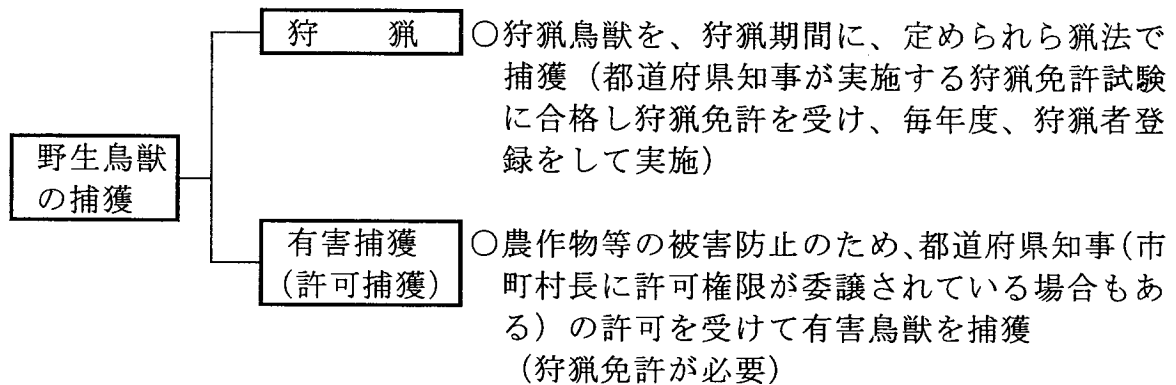
【参考：市町村への捕獲許可等に係る権限委譲の状況（平成19年4月現在）】

都道府県知事は、地方自治法に基づき条例で定めるところにより、有害捕獲等の許可権限を市町村長へ委譲することができる。

| 区分 | 有害捕獲の捕獲許可権限の委譲状況 |
|----------|------------------|
| 全ての市町村 | 39都道府県 |
| ほとんどの市町村 | 5都道府県 |
| 委譲していない | 3都道府県 |

注：市町村に権限を委譲している場合であっても、都道府県により委譲している対象鳥獣の種類は異なる。

狩猟と有害捕獲について



狩猟と有害鳥獣捕獲を比較すると下のとおり。

| 区 分 | 狩 猟 | 有 害 捕 獲 |
|-------------|---|---|
| 定 義 | 狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷）を行うこと | 農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと |
| 対象鳥獣 | 狩猟鳥獣（ヒグマを含む49種、鳥類のひなを除く） | 鳥獣及び卵（狩猟鳥獣以外の鳥獣も含む） |
| 捕獲及び採取の事由 | 問わない | 農林水産業等の被害防止のため |
| 個別の 手続き | 不要（狩猟免許の取得、毎年度猟期前の登録が必要） | 許可申請が必要 申請先：都道府県知事 |
| 資格要件 | 狩猟免許及び狩猟者登録を受けた者 | 原則として狩猟免許を受けた者 |
| 捕獲できる 時期 | [狩猟期間] ・北海道以外：11月15日～2月15日 （ただし猟区においては、10月15日～3月15日） ・北海道：10月1日～1月31日 （ただし猟区においては、9月15日～2月末日） | 許可された期間 （年中いつでも可能） |
| 方 法 | 法定猟法（網・わな猟、銃猟） | 方法は問わない（禁止猟法等については制限あり） |